

(写)  
3 西都道第 454 号  
令和 3 年 10 月 12 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 佐 藤 公 男 殿

西東京市長 池 澤 隆 史

令和 2 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和 3 年 3 月 31 日付 2 西監第 182 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているもの、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているものなどがあった。</p> <p>また、実施起案等の書類の記載漏れ、添付書類に不備のあるもの、不明確な仕様書が見受けられた。</p> <p>契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>契約事務については、手引き等にのっとり適正な事務を行うように改めて周知をするとともに、特に指摘のあった主管課契約に関する事務については、契約の趣旨や発注単位を含めて適正に処理するように個別に指導を行った。</p>
指摘事項 2	<p>道路占用許可について、西東京市道路占用料等徴収条例では、市長は、特に必要があると認める場合において、占用者の申請により占用料の額を減免できることを定めているが、減免申請及び許可決定において減免理由が不明であるものが見受けられた。</p> <p>条例では、減免できる事案を特に必要があると認める場合に限定していることから、減免申請及び許可決定において、減免理由を明記すべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>道路管理に係る各申請に関しては改めて確認項目及びその根拠を確認し、特に占用料を含めた金銭納付が行われる事務については起案書類に根拠を添付するなど、明瞭な確認体制を指示した。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>街路灯補助金について、西東京市街路灯補助金交付要綱では、街路灯の維持管理に要する経費の一部を補助することを定めているが、電気料金以外の補助対象経費は明記されておらず、電気料金以外の維持管理に要する経費については、提出された書類では確認ができなかった。</p> <p>本要綱に基づく維持管理に要する経費（補助対象経費）を明確化するなど、要綱の見直しについて検討すべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>本要綱に基づく維持管理に要する経費については、根拠を明確化するように指示した。</p>